充実した留学生活のために

留補償協力校の留学生の皆様へ

2027年3月1日以降補償開始用

留学生住宅総合補償（略称：留補償）

～賠償事故に備えると共に、賃貸借契約における連帯保証人(*1)の経済的負担を軽くするための制度～

日本では、お部屋を借りるときに連帯保証人(*1)が必要になります。留補償は、学校関係者が連帯保証人(*1)になる場合に、留学生が利用できる制度です。

（＊1）連帯保証人…賃借人(*2)が家賃などを支払わないとき、代わりに賃貸人(*3)に対して支払いをする人。連帯保証人が代わりに支払った場合、賃借人(*2)は連帯保証人に支払わなければなりません。

（＊2）この制度においては被保険者である留学生のこと。

（＊3）家主や管理会社等のこと。

1.補償内容

この制度は海外旅行保険（①留学生賠償責任保険と②傷害後遺障害保険）と保証人補償基金（③保証人補償）からできています。詳しい補償内容は必ず「海外旅行保険（補償のあらまし）」「保証人補償基金（補償のあらまし）」（P.5）でご確認ください。

①留学生賠償責任保険

歩行者にぶつかってケガを負わせてしまった…

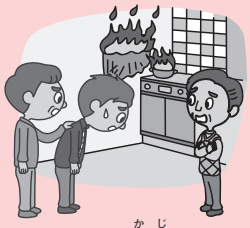

アパートで火事を起こしてしまった…

留学生本人が＜日常生活における事故＞または＜留学のための宿泊・居住施設の使用等における事故＞によって他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりして損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

（注）部屋に与えた損害では、火災、爆発、破裂、漏水等による水濡れが原因となった場合のみ対象となります。

②傷害後遺障害保険

スキー中に木にぶつかって、後遺障害が生じてしまった…

留学生本人が＜交通事故やスポーツ等の偶然な事故＞によるけががもとで、事故の日からその日を含め180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じた保険金をお支払いします。

（注）後遺障害の残らない通常のけがは対象となりません。

③保証人補償

賃借人の家賃や原状回復費、共益費等の未払いにより、連帯保証人が代わりに支払った場合に、連帯保証人に対して補償金をお支払いします。

（注）補償期間中に物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限ります。

（注）海外旅行保険は、（公財）日本国際教育支援協会が契約者となり東京海上日動火災保険（株）との間で包括契約を締結している保険です。

（注）保証人補償基金は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する基金です。

2. 補償対象者

○海外旅行保険（留学生賠償責任保険、傷害後遺障害保険）：**留学生**

留補償の協力校である日本の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、法務省が告示をもって定める日本語教育機関または認定日本語教育機関に入学した者及び入学確実な者で、原則として在留資格「留学」を有する者

○保証人補償基金（保証人補償）：**賃貸借契約の連帯保証人**

留学生の民間宿舎等への入居に際し、賃貸借契約の連帯保証人である機関・個人

①大学等・日本語教育機関及びその教職員（留学生センター長・留学生課長等）

②地域の国際交流協会・センター等

3. 補償期間

補償期間は、留学生の在留期間に応じて１年間または２年間とします。

ただし、すでに留補償に加入している場合、原補償期間満了日までに加入手続を行うことで、６か月間の補償期間も利用できます。

	補償開始日（始期）	補償終了日（終期）(＊6)
＜新規加入＞	・加入手続を行った翌日(＊4) ・賃貸借契約開始日 いずれか遅い方の日の午前０時から	始期応当日前日の午後12時まで
＜継続加入＞	原補償期間満了日の翌日(＊5)の午前０時から	

（＊4）留学生が（公財）日本国際教育支援協会に保険料等負担金を振込み、かつ学校から加入者控の交付を受けた日の翌日。

（＊5）すでに留補償に加入している方が、補償期間満了前に継続のための加入手続を完了させている場合に限ります。

（＊6）「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合や、卒業または退学等により学校に在籍しなくなった場合、あるいは保証人補償が不要となった場合は、原則として補償が終了しますので解約手続を行ってください。

＜例＞

補償期間	補償開始日	補償終了日
１年間	2027年３月１日午前０時	2028年２月29日午後12時
２年間	2027年３月１日午前０時	2029年２月28日午後12時
６か月	2027年３月１日午前０時	2027年８月31日午後12時

（注）補償期間は残存する在留期間に合わせて選択してください。なお、補償期間１年間または２年間に再度加入して補償を継続することもできます。

・残存する在留期間が１年以内の場合……補償期間１年間で加入

・残存する在留期間が１年を超える場合…①補償期間１年間で加入後６か月延長

または

②補償期間２年間で加入

4. 保険料等負担金

補償期間	1年間	2年間	6か月（延長）（＊8）
保険料等負担金（＊7）	4,000円	8,000円	2,000円

（＊7）保険料等負担金は、海外旅行保険（留学生賠償責任・傷害後遺障害）保険料と保証人補償基金加入金を合計したものです。

（＊8）既加入者のみ選択することができます。

5. 保険金額・補償金額

補償内容	補償対象者	保険金額・補償金額（支払限度額）
①留学生賠償責任	留学生	一事故　5,000万円限度（＊9）
②傷害後遺障害		240万円限度（＊10）
③保証人補償	保証人	30万円限度（＊11）

（＊9）一事故あたりの上限金額です。なお、免責金額（被保険者の自己負担となる金額）は0円です。

（＊10）補償期間を通じての合計の上限金額です。事故の回数に限度はありません。

（＊11）①家賃滞納は3か月まで、②原状回復費用は10万円までとし、①と②の合算額が30万円を超えない範囲で補償します。

6. お申込み方法

この制度へのお申込手続きは、次のような流れで行います。

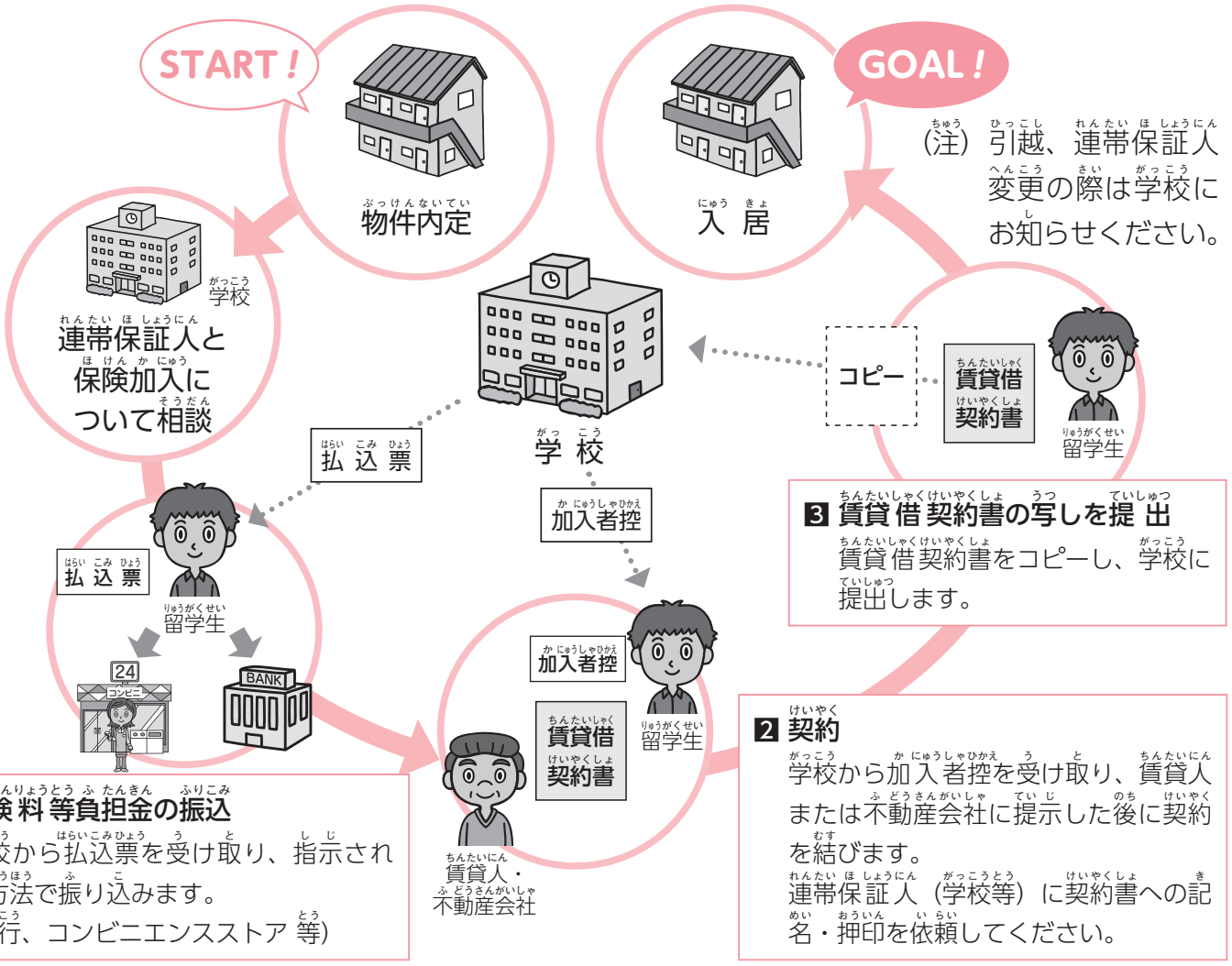

■ご加入の際のご注意

①**申込内容を十分ご確認のうえご加入ください（告知義務）。**
ご加入の際には、申込手続の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
また、次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。ご不明な点は、（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社までご照会ください。
・補償期間中にピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動をされる場合
・補償期間中に航空機操縦をされる場合（ただし、お仕事での航空機操縦については除きます。）
・補償期間中に自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
・補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事される場合

②**次の事項についてあらかじめご了承ください。**
・ご加入の際、パスポートをご呈示いただく場合があります。
・帰国予定が延びたことを理由とする保険期間の延長のお申し出はお引受できないことがあります。

③**帰国予定のない方や日本に永住される方を被保険者とすることはできません。**
そのため、保険契約締結並びに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

④**保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて：**引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

⑤**ご契約内容および事故報告内容の確認について：**損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結及び事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（一社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

■事故時の対応

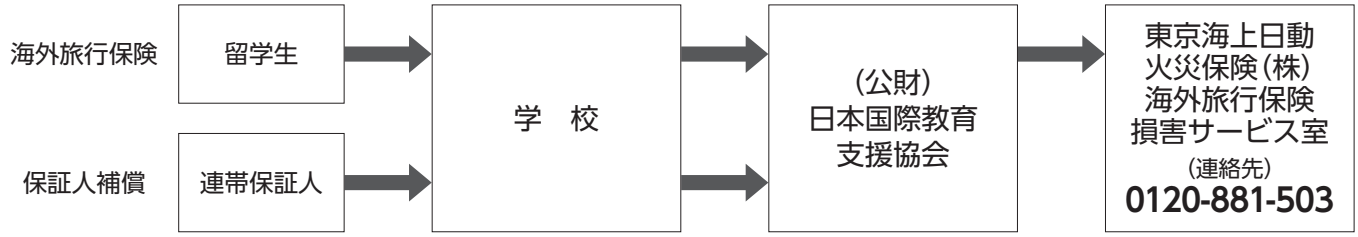

❗もし事故が起きたときは

①**事故の通知：**事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を30日以内に学校経由で（公財）日本国際教育支援協会にご通知ください。

②**賠償事故の場合：**保険会社が被害者の方と示談交渉を行う**「示談交渉サービス」はありません。**
したがって、賠償責任事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
（お願い）学生が日本語でのやりとりに負担を感じることのないよう、必ず学校が（公財）日本国際教育支援協会及び保険会社との窓口になるようにしてください。

＜海外旅行保険の保険金支払い対象となった事故例＞

・洗濯機の給水ホースが外れ漏水し、隣室等へ水損
・自転車で走行中、人と接触しけがを負わせる
・居室窓際に置いていた醤油瓶を落下させ駐車場の車を損傷
・調理中の失火による居室とマンション共用部の焼損
・自転車で一時停止せず交差点に進入、バイクと衝突し損傷
・他の学生と相撲のまねごとをして遊んでいたことによる教室壁の破損
・凍結による水道管の損傷

■ご加入後のご注意

①**通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）：**ご加入後、契約内容に次のようなことが生じる場合には、必ず遅滞なく学校または（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
・補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事するようになった場合

②退学・出国により解約する場合は、学校または（公財）日本国際教育支援協会にご通知ください。未経過期間の保険料を返還できる場合があります。

■その他ご注意いただきたいこと

このパンフレットは海外旅行保険・保証人補償基金の内容についてご紹介したものです。海外旅行保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、P.8の契約者または引受保険会社までお問い合わせください。
海外旅行保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者とする海外旅行保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（公財）日本国際教育支援協会が有します。

■海外旅行保険（補償のあらまし）

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅(＊12)の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害(＊13)を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 （＊12）保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 （＊13）レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害(＊14)を含みます。 （＊14）居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害	損害賠償金の額 ※１回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変(＊15) ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する（仕事上の）賠償責任 ⑤航空機、船舶(＊16)、車両(＊17)、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任（(＊13)で含める物はお支払いの対象になります。） ⑦親族(＊18)に対する賠償責任 （＊15）戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 （＊16）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 （＊17）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 （＊18）６親等内の血族、配偶者(＊19)または３親等内の姻族をいいます。 （＊19）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思(＊20)を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること （＊20）戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の４％～100％(＊21) ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 （＊21）始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第３級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(＊22) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） （＊22）戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

■保証人補償基金（補償のあらまし）

補償金をお支払いする場合	補償金をお支払いしない場合
賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことによって連帯保証人が損害を被った場合、補償金をお支払いします。 （1）家賃もしくは賃料及び共益費の支払い （2）借用戸室等の修理又は原状回復費用の支払い （ご注意） ・補償期間中に当該貸借物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限ります。 ・留学生と連絡が取れている間は、まず連帯保証人から留学生にご指導いただくようお願いしています。 【求償権について】 連帯保証人が補償金を受領した場合、保証した留学生に対する補償金相当額の債権は（公財）日本国際教育支援協会に譲渡されたものとし、同協会から当該留学生に請求することになります。 連帯保証人には、求償権の行使に必要な留学生の行方に関する調査にご協力いただきます。	次に掲げる損害に対しては補償金をお支払いしません。 （1）賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害 ア　光熱水料 イ　町内会費 ウ　その他、賃貸人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害 （2）連帯保証人、賃貸人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害 （3）家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃貸人の義務不履行等に起因して賃貸人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害 （4）補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害 （5）補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、又は賃貸借契約の連帯保証人が確定していない場合 （6）賃貸借契約締結後に、賃貸人、連帯保証人及び協力校の同意を得ることなく賃借人の変更又は転貸借契約をした場合 （7）留補償の申込み時に、留学生、連帯保証人、又はこれらの代理人に詐欺行為があった場合

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）　必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

●本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会にお渡ししております保険約款によりますので、ご不明点については本パンフレットP.8記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

※パンフレット及び加入者控等、加入内容がわかるものを保管くださるようお願いします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組み及び引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、留学生住宅総合補償の協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（公財）日本国際教育支援協会が有します。この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等については、P.1・P.2・P.8をご参照ください。

（2）補償内容・保険期間（保険のご契約期間）

①主な支払事由（保険金をお支払いする場合）、保険金のお支払い額、②主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）、③保険期間（補償期間）などについては、P.1 ～ P.3・P.5をご確認ください。

（3）引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められた補償期間の中からお選びいただきます。補償期間についての詳細はP.2をご参照ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約期間によって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、P.3をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります（引受保険会社には告知受領権があります）。告知義務の内容についてはP.4をご参照ください。

○もし、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

○ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご契約を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

（2）ご加入後における留意事項（通知義務等）

補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事されるようになった場合の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等についてはP.4をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、お支払いする保険金が削減されることがあります。

（3）次回更改契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降のご継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 責任開始期

保険責任は、原則として、P.2記載の補償期間（保険期間）の開始時から始まります。

3. 主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）

P.5をご確認ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はP.4をご参照ください。

（次頁に続きます。）

5. 個人情報の取扱いについて

P.7の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

6. 新たな保険契約への切換えについて

現在のご加入を解約、減額などをすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金は払込保険料の合計額より少ない額となります。

②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の責任開始期前の事故などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

7. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度及び手続きの詳細については、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

8. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続きについてはパンフレット等をご参照ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
・レントゲン・ＭＲＩなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【個人情報の取扱いについて】

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は東京海上日動火災保険(株)に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険(株)および東京海上グループ（※）各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、(一社)日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険(株)と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険(株)と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス(株)」傘下の東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、東京海上日動あんしん生命保険(株)等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険(株)（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険(株)のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご覧ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださるようお願いします。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、下記の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをこのパンフレット（重要事項説明書を含む）でご確認ください。
   万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
   □保険金をお支払いする場合
   □保険金額（ご契約金額）
   □保険期間（保険のご契約期間）
   □保険料

2. 補償期間中に下記の運動等を行う場合はご確認ください。
   □下記の運動等を行っている間の事故は、保険金がお支払いの対象外となります。ご不明な点は、（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社までご照会ください。
   ・山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
   ・リュージュ、ボブスレー、スケルトン
   ・航空機（グライダー、飛行船を除く）の操縦（お仕事での航空機操縦を除く）
   ・スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
   ・その他これらに類する危険な運動
   ・自動車等の乗用具による競技・試運転等

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。
   お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先

●保険に関するご質問、お問い合わせは…
<引受保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL：**0120-587-050**
https://www.tokiomarine-nichido.co.jp

●保証人補償については…
<契約者>
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL：**03-5454-5275**
https://www.jees.or.jp/

事故のご連絡

東京海上日動火災保険株式会社
0120-881-503
フリーダイヤルご利用方法
●受付時間は平日の9：00～17：00です。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
03-4332-5241（全国共通）
受付時間：9：15～17：00
（土日祝・年末・年始を除きます。）
損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

ry2701
（2026年7月作成）
J-9